**法定外公共物（里道･水路）について**

法定外公共物（里道･水路）とは

　里道･水路は、農道や農業用水路など、地域住民の日常生活に密着した道路･水路として利用されています。それらの公共物は、国有財産とされてきました。国有財産である里道･水路のうち機能を有するもの等については、平成１７年３月末までに市町村に譲与されています。

　道路法が適用される｢国道・県道・市町道｣及び河川法が適用又は準用される「二級河川・準用河川」のような法律が適用・準用される公共物以外の、里道･水路や農道･農業用水路など、法律が適用されない公共物を「**法定外公共物**」といいます。

※里道･水路のなかには市町村に譲与されずに引き続き国（財務事務所）で管理している旧里道･水路（旧法定外公共物）と呼ばれるものも残っています。

法定外公共物に関する手続

**●境界確定に必要な手続（官民境界確定協議）**

里道･水路は、法務局の公図（字図、地籍図等）に表示された地番のない長狭物（登記簿にも記載されていない）であり、通常、公図のほかにその位置や所在等を証する公文書は存在しません。しかし公図を見ても里道･水路との実際の境界は確認できません。

そのため、里道･水路と民有地の境界については、隣接地の所有者が必要な場合に（地積更正や分筆等をされる場合）官民境界確定協議申請をしていただき、里道･水路の管理者である町及び隣接地の所有者の立会･協議により境界を確定します。

　また、里道･水路の境界確定にあたっては、その幅員が狭いという特殊性から後日の紛争を防ぐため、申請地及びその隣接地並びに対面地の地権者の立会のもとで境界を確定行います。

　申請は、官民境界確定協議関係をご確認下さい。

《立会･協議を要する隣接地等の所有者及び境界確定の範囲》

　**１番地　　　　　　　　　２番地（申請地）　　　　　　　　　　　3番地**

**里　　道　･　水　　路**

**4番地　　　　　　　　5番地　　　　　　　　6番地　　　　　　　7番地**

※　申請地の隣接地　１番地・３番地　申請地の対面地　４番地・５番地・６番地

①　**法定外公共物使用許可申請**（占用許可、占用料の納入）

　法定外公共物は、道路機能や流水機能の確保のため基本的には構造物等による占用は認められません。法定外公共物の機能･構造に支障のない範囲で占用等の許可を受けることができます。法定外公共物の敷地に施設･構造物を設け、継続して使用するために占用する場合は、事前に町長の許可が必要です。法定外公共物の敷地等の占用許可にあたっては、占用料を納入いただく必要があります。

《使用許可申請手続の流れ》

　使用許可申請　→　現地調査　→　使用許可書の交付・占用料の納入　→　占用開始

②　**法定外工事施工承認申請**（工事許可）

　法定外公共物において、敷地の占用を伴わない工事（歩道の切下げ、ガードレールの撤去、法面の盛土・切土等）を行う必要がある場合、法定外公共物の機能･構造に支障のない範囲で工事の許可を受けることができます。事前に町長の許可が必要です。占用が伴う場合は、法定外公共物使用許可申請書も必要です。工事完了後は、1週間以内に工事施工完了届

《工事許可手続の流れ》

　工事許可申請　→　現地調査　→　工事許可書の交付　→　工事着手届の提出　→　工事施行

　→　工事完了届の提出　→　工事完了検査

③　**法定外公共物用途廃止申請**（用途廃止）

用途廃止とは、行政目的の用途や機能を失った法定外公共物の売払いを受けようとする場合、用途廃止して普通財産し、払い下げを受けようとするときに必要な手続きです。

　申請にあたっては、隣接地所有者及び地元嘱託員の同意を得ていただく必要があります。

**払い下げ申請**

用途廃止された普通財産は、売払いを受ける（手続きは総務課）ことができます。通常、法定外公共物は単独では利用不能な長狭物であるため、申請者は、原則として当該公共物の隣接地所有者（用途廃止申請者）になります。

《用途廃止（売払い）手続の主な流れ》

　用途廃止申請　→　現地調査･審査　 → 　用途廃止決定通知　→

売払い申請 → 売払い価格の決定 → 売払い契約・代金の納入 → 所有権移転登記